

## ■ 工事概要と迂回ルートのご案内

### 1. 夜間通行止め区間と迂回ルート

夜間通行止め時は、名二環・伊勢湾岸道または一般道などへの迂回をお願いいたします。



区間	迂回ルート	所要時間(参考) ※渋滞していない場合
E23 東名阪道 弥富 IC ⇒ 長島 IC	E23 東名阪道 弥富 IC ⇒国道 155 号 ⇒国道 1 号 ⇒県道 7 号線 ⇒E23 東名阪道 長島 IC	迂回ルート利用の場合 約 15 分 (東名阪道利用時 約 3 分) 【所要時間:+12 分】

※名二環・伊勢湾岸道へ迂回される場合の所要時間については、東名阪道リニューアル工事専用 WEB サイトをご確認ください。

## 2. 乗継料金調整について

通行止め区間(乗継指定 IC 間)を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、迂回せずに直通利用された場合の通行料金より高くないよう、通行料金を調整させていただきます。

※伊勢湾岸道へ迂回される場合の料金調整については、東名阪道リニューアル工事専用 WEB サイトをご確認ください。

### 《ETC をご利用のお客さま》

一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。「高速道路通行止め乗継証明書(乗継証明書)」の入手は不要です。クレジットカード会社などからの料金請求時に料金の調整がされます。

### 《ETC 以外でご利用のお客さま(現金などご利用のお客さま)》

夜間通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡しする「乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

一旦流出する IC が料金精算機設置レーンの場合、ご精算後に発行される「乗継証明書」をお取りください。また、乗り継ぎ後の最初の出口 IC が料金精算機設置レーンの場合には、「乗継証明書」、「入口通行券」の順で精算機に入れてご精算ください。

### ●乗継指定インターチェンジ

道路名	通行止め区間	乗継指定 IC	
		流出指定 IC (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC
<b>E23</b> 東名阪道	(下り線) 弥富 IC～長島 IC	<b>E23</b> 東名阪道 弥富 IC・蟹江 IC	<b>E23</b> 東名阪道 長島 IC・桑名東 IC・桑名 IC 四日市東 IC・四日市 IC  <b>E1A</b> 伊勢湾岸道 みえ朝日 IC・みえ川越 IC

※流出指定 IC で流出後は、6 時間以内に再流入指定 IC で乗り継いでください。

※流出指定 IC で流出後、夜間通行止めが解除された場合は、流出した IC または進行方向上の他の流出指定 IC で再流入されても料金の調整をおこないません。

### 3. 工事概要

東名阪道リニューアル工事で使用した工事資機材を搬入・搬出する設備2基の撤去工事をおこないます。  
なお、撤去工事後も車線規制は継続します。



夜間通行止め時に撤去する部分